

令和8年度訓子府町地域おこし協力隊募集要項

ミッション提案型／地域資源活用・起業準備型

訓子府町は、北海道の東北部に位置し、大雪山系の山々に囲まれた盆地で、オホーツク海に注ぐ常呂川が町の中央を流れ、その流れに沿うように肥沃な大地が広がり、盆地特有の寒暖差のある気候と相まって、多様な農業形態が展開されている町です。

昭和30年には人口のピークである10,000人を超え、木材産業、農業を中心に発展してきましたが、現在では人口減少、少子高齢化が進行しており、産業の担い手不足、地域コミュニティの維持、空き店舗や地域資源の活用、交流人口・関係人口の創出など、地域の持続可能性に関わる課題が生じています。

訓子府町では、このような地域課題に対応し、町の活力を保ち、魅力的で持続可能なまちづくりを進めるため、町外から意欲ある人材を受け入れ、地域住民、事業者、関係団体等と連携しながら地域おこし活動に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

今回の募集は、町があらかじめ特定の業務のみを定めるものではなく、応募者の経験、技能、関心及び将来の定住・起業構想を踏まえ、訓子府町の地域課題の解決及び地域活性化に資する活動を提案していただく「ミッション提案型」の募集です。

初年度は、訓子府町の会計年度任用職員として、地域の現状把握、関係者との信頼関係づくり、提案内容の具体化、試行的な活動及び事業計画の作成に取り組んでいただきます。

2年目以降については、初年度の活動実績、事業計画、町との協議及び予算措置を踏まえ、本人との業務委託契約による委託型隊員へ活動形態を変更する場合があります。ただし、委託型への移行をあらかじめ保証するものではありません。

【募集人員】

1名

ミッション提案型／地域資源活用・起業準備型

【雇用関係】

あり

初年度は、訓子府町の会計年度任用職員として任用します。

【活動内容】

1 基本的な活動方針

応募者は、訓子府町が示す活動分野の中から、主たるミッションを1つ設定し、必要に応じて関連する分野を組み合わせることで提案することができます。

ただし、複数分野を組み合わせる場合であっても、それぞれの活動が個別に並列するものではなく、将来的な定住、起業、事業承継、地域事業化等につながる一体的な取組となるよう提案してください。

2 想定する活動分野

次の分野を基本に、応募者の経験、技能、関心及び将来構想を踏まえ、町と協議の上、具体的な活動内容を決定します。

(1) 農産物、食、特産品等を活用した地域資源の発掘及び商品開発に関する活動

- (2) 空き店舗、遊休施設、地域拠点等の活用に関する活動
- (3) 観光、体験、交流人口及び関係人口の創出に関する活動
- (4) 移住促進、情報発信、町の魅力発信に関する活動
- (5) 地域行事、イベント、コミュニティ活動の支援に関する活動
- (6) 地域住民、事業者、関係団体等と連携した新たな地域活動の企画及び実践に関する活動
- (7) 任期終了後の定住、起業、就業又は事業承継に向けた調査、準備及び試行に関する活動
- (8) その他、町長が地域活性化に資すると認める活動

3 組合せ提案の例

提案に当たっては、次のように主たるミッションと関連ミッションを組み合わせていきます。

- (1) 農産物・食の商品開発 + 情報発信・イベント出店
- (2) 空き店舗活用 + 交流拠点づくり・チャレンジショップ
- (3) 観光・体験造成 + 農業体験・関係人口創出
- (4) 情報発信 + 移住促進・地域事業者支援
- (5) 地域コミュニティ活動 + イベント企画・若者や子育て世代の交流促進

4 協力隊共通業務

上記の提案活動のほか、地域おこし協力隊として、次の活動にも取り組んでいただきます。

- (1) 地域おこしに関する提案及び実践
- (2) 協力隊員同士の連携・協働活動
- (3) 地域活動への参加及び参画
- (4) 自治会活動、イベント、祭り等への参加協力
- (5) 町が実施する各種まちづくり事業への参加
- (6) 活動内容の情報発信
- (7) 活動月報その他必要な報告書類の作成
- (8) 活動終了後の起業、就業又は定住に向けて必要な研修等への参加

【応募資格】

次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 年齢、性別は問いません。
- (2) 都市地域等に在住しており、採用後、訓子府町に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。ただし、「地域おこし協力隊」であった方で、同一地域において2年以上活動し、かつ解雇後1年以内の方については、都市地域外から住民票を異動した場合であっても対象となる場合があります。

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道訓子府町の欄をご確認ください。

- (3) 心身ともに健康で、地域住民、事業者、関係団体等と協力しながら活動に取り組む意欲があり、誠実に職務を遂行できる方。
- (4) 地域課題の解決又は地域活性化に資する活動を主体的に提案し、実践する意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許証を所持し、活動車両を用意できる方。なお、活動車両は任意保険

に加入しているものとします。

- (6) 高校卒業程度の学力を有し、パソコン、インターネット、SNS等の一般的な操作ができる方。
- (7) 活動期間終了後、訓子府町に定住する意欲のある方。
- (8) 将来的に町内での起業、事業承継、就業又は地域活動の継続に取り組む意欲のある方。
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。

※応募条件に当てはまらないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

【勤務地】

北海道訓子府町内

【勤務時間】

1日7時間15分、週36時間15分を基本とします。

活動業務の都合により、勤務時間を超えて勤務する場合があります。

休日休暇は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を基本とします。

ただし、地域行事、イベント、研修、視察等により、勤務時間の変動及び休日勤務が生じる場合があります。

【雇用形態・期間】

- 会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。
- 任用期間は、採用の日から採用年度の末日までとします。
- 活動意欲及び活動実績により、採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、最長36か月を超えない範囲で、会計年度ごとに任用する場合があります。
- 初年度の活動実績、事業計画、町との協議及び予算措置を踏まえ、2年目以降は本人との業務委託契約による委託型隊員へ活動形態を変更する場合があります。
- 委託型への移行は、活動実績、提案内容、事業計画、制度適合性、契約内容等を総合的に判断するものであり、採用時点で移行を保証するものではありません。
- 任用期間中であっても、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用を取り消すことがあります。
 - 身分が町職員となりますので、地方公務員法が適用されます。

【給与等】

(1) 月額報酬 204,122円

(2) 期末・勤勉手当 6月、12月の年2回

(3) 車借上料として、月額20,000円を支給し、業務で私用車を活用してもらいます。

(4) 報酬とは別に家賃実費(上限50,000円)、通信費月額5,000円、冬季燃料費月額10,000円(11月～3月)が支給されます。

(5) 業務用PCを貸与します。ただし、原則として持ち出しはできません。

(6) 赴任される際の費用は支給しません。

※報酬、手当等は、条例、規則等の改正により変更となる場合があります。

【待遇・福利厚生】

(1) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

(2) 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、年末年始休暇等があります。

(3) 副業、兼業、起業準備等を行う場合は、町の定める手続きにより、事前に届出又は協議が必要となる場合があります。

(4) 地域おこし協力隊としての活動に支障がない範囲で、任期終了後の定住、起業、就業等に向けた準備を支援します。

【隊員の活動に必要な経費に対する支援】

地域おこし協力隊としての活動に必要なと認められる経費について、予算の範囲内で支援します。

(1) 活動に必要な消耗品、原材料等の経費

(2) 通信経費

(3) 研修参加料、資格取得費、負担金等

(4) 活動に必要な旅費、宿泊費等

(5) 住居の家賃、住環境又は活動環境改善のための経費

(6) 試作品作成、試行的販売、イベント出店等に必要経費

(7) 情報発信、広報、プロモーション等に必要経費

(8) その他、協力隊活動に特に必要と認められた経費

※活動経費の支援を受ける場合は、事前申請及び町の決定が必要となります。

※活動内容との関連が確認できない経費、私的な経費、地域おこし協力隊活動以外の経費は対象となりません。

【応募前相談】

本募集は、応募者の提案内容を基に活動内容を決定するミッション提案型の募集です。

応募を検討される方には、応募前のオンライン相談を推奨します。

提案内容が訓子府町の地域課題、地域資源及び地域おこし協力隊制度の趣旨に合うものとなるよう、町の担当者が事前に相談を受け付けます。

【応募方法等】

(1) 提出書類

次の書類を郵送又はメールにより提出してください。メールで提出する場合は、PDFファイルとしてください。

ア 訓子府町地域おこし協力隊員応募用紙兼履歴書

イ ミッション提案書

ウ 普通自動車運転免許証の写し

エ その他、活動実績、ポートフォリオ、資格証明書等の参考資料
※提出は任意です。

(2) 募集期間

随時募集します。

採用者が決定した時点で募集を終了します。

(3) 提出先

〒099-1498

北海道常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町役場 農林商工課 経済振興室 あて

E-mail : keizai@town.kunneppu.hokkaido.jp

※電話による申込みはできません。

※提出書類は返却しません。

※応募に係る費用は、応募者の負担となります。

【選考方法等】

応募に対し、次の選考を随時実施します。

(1) 一次選考 書類選考

提出書類により、応募資格、提案内容、活動意欲、地域課題との適合性等を確認します。書類選考の結果は、応募者に通知します。

(2) 二次選考 オンライン面接

一次選考合格者を対象に、オンライン面接による選考試験を行います。面接では、応募動機、提案内容、地域との関わり方、活動期間終了後の定住意向等を確認します。

(3) 三次選考 面接又はオンライン面接

二次選考合格者を対象に、必要に応じて面接又はオンライン面接を行います。三次選考では、ミッション提案書の内容に基づき、活動の実現可能性、制度適合性、町との協議可能性、2年目以降の展開等を確認します。

※選考日程は、応募者と個別に調整します。

※選考結果については、速やかに通知します。

※応募及び面接参加に係る経費は、応募者の全額負担となります。

【審査の主な観点】

選考に当たっては、主に次の観点から総合的に審査します。

(1) 地域おこし協力隊制度の趣旨に合致しているか。

(2) 提案内容が訓子府町の地域課題の解決又は地域活性化に資するものか。

(3) 主たるミッションと関連ミッションの関係が明確であり、一体的な活動として整理されているか。

(4) 1年目に調査、関係構築、試行、検証を行える現実的な内容か。

(5) 地域住民、事業者、関係団体等と連携して活動できる見込みがあるか。

(6) 任期終了後の定住、起業、就業又は事業継続につながる可能性があるか。

(7) 誠実に活動へ取り組み、地域になじむ姿勢があるか。

【採用後の活動イメージ】

1年目

- (1) 地域の現状把握
- (2) 地域住民、事業者、関係団体等へのヒアリング
- (3) 提案内容の具体化
- (4) 試行的な活動の実施
- (5) 活動内容の情報発信
- (6) 町との定期的な協議
- (7) 2年目以降の事業計画又は活動計画の作成

2年目以降

初年度の活動実績及び事業計画等を踏まえ、町と協議の上、活動内容をより具体化します。必要に応じて、本人との業務委託契約による委託型隊員への移行、起業準備、事業承継、町内就業又は地域事業化に向けた活動に取り組みます。

【お問い合わせ】

〒099-1498

北海道常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町役場 農林商工課 経済振興室

担当：鈴木、柴田

TEL：0157-33-5008

FAX：0157-47-2600

E-mail：keizai@town.kunneppu.hokkaido.jp